

●各種助成・支援制度について

◆生ごみ処理機補助制度

各家庭から排出されるごみの減量化のため、生ごみ処理機等を購入される方に補助金を交付しています。

●生ごみ堆肥化容器

微生物を利用して生ごみを堆肥化させる容器（いわゆるコンポスト）。

購入金額の1/3
上限額3,000円

●生ごみ処理機器

電動または手動でごみをかくはん、発酵、分解または過熱して乾燥処理する機器。

購入金額の1/3
上限額20,000円

●生ごみ水切り密閉容器

生ごみを密閉し水切りができその水を抜くことができる容器。

購入金額の1/3
上限額1,000円

※補助金額は100円未満切捨て

※対象数量は、同一年度内に1世帯（団体）1基まで

◆ごみ処理手数料減免制度

●ごみ指定袋配布による減免制度

■次の対象者（世帯）には、ごみ指定袋の配布制度があります。

- ・生活保護世帯
- ・紙おむつ等購入費助成事業の対象者
- ・乳児（0歳児）を持つ親又は世帯主
- ・景観計画重点地区（旧武家町地区）で生垣のある世帯

■個人又は団体がボランティアで環境美化活動を行う場合。

●処理手数料による減免制度

■天災、火災その他特別の事情があると認めるとき。

ごみの不法投棄は犯罪です

注意

みだりにごみを捨てた場合、5年以下の懲役、1千万円以下（法人の場合は3億円）の罰金に科せられる場合があります。

- 河川敷や海岸、人目に付きにくい林道などにごみが投棄されています。ごみの不法投棄は、地域的美観を損ねるだけでなく私たちの生活水を汚染するおそれもあります。
- ごみのポイ捨ては、不法投棄にあたる環境犯罪です。
- 土地、建物の所有者（管理者）は日頃から不法投棄されないよう、適正な管理に努めてください。

《不法投棄を見かけたら》

一人で不法投棄を注意することや、やめさせようとするのは危険です。不法投棄者を特定できる車両の特徴（車種、色、ナンバー）、時間、場所などを最寄りの警察か市役所まで通報してください。

ごみの野外焼却は法律で禁止されています

注意

ごみを違法に焼却した場合、5年以下の懲役、1千万円以下（法人の場合は3億円）の罰金に科せられる場合があります。

- 野外での紙くず、草木、生ごみなどの焼却は法律で禁止されています。
- 基準を満たさない焼却炉でのごみの焼却は法律で禁止されています。
- 野外でごみを焼却すると、ダイオキシン類などの人体に有害な物質が発生したり、煙や悪臭、灰などによりご近所に迷惑をかけます。
- 家庭ごみは、正しく分別してごみステーションに出してください。

《焼却禁止の例外》

野焼きには、左義長などの風俗慣習上行われるものやたき火、キャンプファイヤーなどで軽微なものなどが一部に例外として認められています。しかし、これらについてもむやみに行ってもよいというものではありませんので、周囲の迷惑とならないように注意してください。